

## 居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。

なお、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立会いのうえでご契約をお願いいたします。

### 1) 事業所の概要

事業所名	介護支援サービス 守の会
指定事業所番号	1470800309
所在地	神奈川県横浜市金沢区乙舳町 10-24 オープスト野島 107 号室
法人名	特定非営利活動法人 守の会
併設サービス	訪問介護事業（介護福祉サービス 守の会） 通所介護事業（散歩道金沢） 障害福祉事業（居宅介護：介護福祉サービス守の会） (重度訪問介護：介護福祉サービス守の会)
連絡先・相談窓口	TEL 045-370-7467 / FAX 045-370-7468
管理者氏名	兼武 美保
事業所営業日・営業時間	月曜～金曜の 9 時～18 時 (土・日曜・祭日・12 月 29 日～1 月 3 日は除く) 電話等により営業時間外にあっても連絡可能な体制設置 電話：080-3413-0539 (輪番制)
通常のサービス提供実施地域	横浜市 金沢区
事業の目的・運営方針	介護保険による居宅介護支援事業
第三者評価実施の有無	有 令和 6 年 2 月 5 日
当事業所の職員体制	管理者兼主任居宅介護支援専門員 1 名 居宅介護支援専門員（常勤） 2 名 以上 （非常勤） 1 名 以上 事務員 1 名 以上 計 5 名 以上

### 2) 法人の概要

社名	特定非営利活動法人 守の会
設立	平成 11 年 10 月 19 日
所在地	横浜市金沢区寺前 1-8-6 ライオンズマンション金沢文庫第 2-102
代表者	理事 森田 竜一郎
法人事業内容	訪問介護事業（介護福祉サービス 守の会） 居宅介護事業（介護支援サービス 守の会） 通所介護事業（散歩道金沢） 障害福祉事業（居宅介護：介護福祉サービス守の会） (重度訪問介護：介護福祉サービス守の会)

### 3) 運営の方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、ご利用者の心身の状況、能力、そのおかれている環境に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な情報の提供および居宅サービス計画の作成ならびに指定サービス事業者との連絡調整等をおこないます。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたってのサービス事業者の選定については、ご利用者およびご家族の希望を踏まえつつ公正中立に行います。
- (3) 適切なサービスの提供のため、関係市区町村、医療機関、地域のサービス提供事業者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業所の介護支援専門員は、少なくとも毎月1回居宅を訪問し、ご利用者およびそのご家族に面接し、ご利用者の状態とサービスに必要な情報を収集させていただきます。但し、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことも可能と致します。
  - ① ご利用者の同意を得ること。
  - ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - ア) ご利用者の心身の状態が安定していること。
    - イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
    - ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
  - ③ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。
- (5) 常勤の介護支援専門員配置
  - ① 原則、要介護者の数に要支援者の数の1/3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1名とします。

※指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置した場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1名とします。

### 4) サービスのご利用方法

- (1) サービスの利用・契約の開始  
まず、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
- (2) 契約期間について  
契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了します。但し、ご利用者から文書でのお申し出がない場合

には、この期間は自動的に更新されます。

### (3) サービス・契約の終了

#### ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

原則として、1か月前までにご連絡ください。尚、緊急やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

#### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに事業所より文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介させて頂きます。

#### ③ 自動終了となる場合

以下の場合は、自動的にサービスは終了となりますのでご了承ください。

ア) ご利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合。

イ) ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援2または要支援1もしくは自立(非該当)と認定された場合。なお、その際は、担当地域の包括支援センターにご利用者の情報を提供する等、連携を取らせて頂きます。

ウ) ご利用者がお亡くなりになられたとき

#### ④ その他

事業所は、正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはございません。ただし、以下の場合は、居宅介護サービスを中止させて頂くとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

- 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合
- 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合
  - 物を投げつける刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
  - 怒鳴る、奇声、大声を発する
  - 対象範囲外のサービスの強要
  - 介護従事者の体を触る、手を握る
  - 腕を引っ張り抱きしめるヌード写真を見せる
  - 性的な話し卑猥な言動をする など
  - 介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
  - ストーカー行為 など

※厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に準ずるものとします。

## 5) サービスの利用料金

### (1) 利用料

① 居宅介護支援を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。ただし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、原則10割保険負担となりますので、ご自分で負担される必要はありません。

(料金表) ※地域単価は11.12円(横浜市、2級地の単価)

	内 容	単 位	介護報酬額
通常算定項目	要介護 1・2	1086 単位/月	12,076 円
	要介護 3・4・5	1411 単位/月	15,690 円
状況により 算定される項目	特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位/月	5,771 円
	特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位/月	4,681 円
	特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位/月	3,591 円
	特定事業所加算(A)	114 単位/月	1,267 円
	特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月	1,390 円
	初回加算	300 単位/月	3,336 円
	通院時情報連携加算	50 単位/月	556 円
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位/月	2,780 円
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	2,224 円
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位/月	5,004 円
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位/月	6,672 円
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位/月	6,672 円
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位/月	8,340 円
	退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位/月	10,008 円
	ターミナルマネジメント加算	400 単位/月	4,448 円
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月	2,224 円

(令和6年4月1日改正)

### (2) 解約料

本契約の解約に伴う、解約料の発生はありません。

## 6) 入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うために、入院時には担当ケアマネジャーの氏名・事業名・連絡先等を入院先医療機関にお伝えいただきます様、お願い致します。

## 7) ターミナルケアマネジメント加算

当事業所では以下の要件を全て満たした場合に、ターミナルケアマネジメント加算を算定致します。

- 在宅で死亡したご利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供了した場合。
- 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を提供した場合。 (※)本重要事項説明書において同意をとるものと致します。

## 8) 緊急時の対応

- (1) 事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また事故の原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

医療機関等	医療機関名 連絡先	主治医氏名
第1 緊急連絡先	氏名 連絡先	(続柄 )
第2 緊急連絡先	氏名 連絡先	(続柄 )

## 9) 個人情報の保護

### (1) 情報の保護および利用の制限

事業所は、業務上知り得たご利用者およびご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。但し、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させて頂きますので、予めご理解ください。

なお、次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

- 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。
- 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- その他、関係法令に準ずる場合

#### (2) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者と事業者のご契約が終了した後も守られます。

### 10) サービス事業所の選択

指定居宅介護支援の提供開始に際し、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所等については、複数の事業所を紹介するよう求めることが出来ること、また介護支援専門員に対して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。

### 11) 職員研修・会議

介護支援専門員等の質的向上を図るための研修・会議の機会を次のとおり設けるものとし、下記の研修を実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 外部研修 個別研修計画に基づき適宜受講
- (3) 定例会議 週1回

### 12) 委員会設置等

- (1) 災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、定期的な研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等をおこないます。
- (2) 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を行います。
- (3) 高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、定期的に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
- (4) ハラスメント行為防止への観点から、定期的に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

### 13) 拘束に関する措置

当該ご利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

#### 1 4) サービス内容に関する相談・苦情窓口

下記の窓口担当者にご連絡ください。

守の会 お客様相談窓口 受付担当者 兼武美保 高村敦子	電話番号： 045-370-7467 対応時間： 9：00～17：00（年末年始・祝日除く）
-----------------------------------	---

(行政の相談窓口)

金沢区 高齢障害支援課 介護保険担当	所在地：〒236-0021 横浜市金沢区泥亀 2-9-1 電話番号： 045-788-7868 FAX番号：045-786-8872 対応時間： 9：00～17：00（年末年始・祝日除く）
横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談 コールセンター)	所在地：〒231-0017 横浜市中区本町 6-50-10 電話番号： 045-263-8084 FAX番号：045-550-3615 対応時間： 9：00～17：00（年末年始・祝日除く）
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地：〒220-0003 横浜市西区楠木町 27-1 電話番号： 045-329-3447 対応時間： 8：30～17：15（年末年始・祝日除く）

※上記以外の自治区の場合 \_\_\_\_\_

(その他) ※上記窓口で納得がいかない場合

横浜市福祉調整委員会 電話 045-671-4045

#### 1 5) 苦情処理の体制および手順

- (1) ご利用者から苦情および相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- (2) 特にサービス提供事業者に関する苦情である場合には、ご利用者の立場を考慮しながら、事業所の責任者に対して慎重に事実関係の特定をおこないます。
- (3) 担当者は把握した状況を管理者とともに検討し対応方法を決定します。
- (4) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果の報告を行ないます。

**【説明確認欄】**

事業者は、重要事項説明書に基づき居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、利用者の同意後署名された本書を2通作成し、事業所、本人（または代理人）は各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明を行い、交付しました。

事業者 住 所 横浜市金沢区寺前 1-8-6 ライオンズマンション金沢文庫第 2-102

法人名 特定非営利活動法人 守の会

事業所 住 所 横浜市金沢区乙舳町 10-24 オーブル野島 107 号

事業所名 介護支援サービス 守の会

管理者 兼武美保

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は重要事項説明書により、事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

<立会人または代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ( 利用者との関係 )